

16監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年2月2日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第903号
平成15年9月17日

福岡市監査委員	津	田	隆	士	様
同	上	野	忠	之	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

定期監査結果に関する措置について（通知）

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

平成15年1月30日報告分(福岡市公報平成15年1月30日第5041号(別冊2)公表分)
・・・・・・・・ 45件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

(1) 市民局

指摘事項

ア 支出事務について注意を求めるもの

支出事務に当たっては、法令又は予算の定めるところに従い支出の原因となるべき契約その他の行為をし、契約その他の行為については、地方自治法等に基づき適正に行わなければならない。また、福岡市会計規則の定めるところにより債務の確認を行う必要がある。しかしながら、平成13年度の青写真焼付等の契約に係る支出事務において、既製の印刷物を製本するために要した製本の費用を青写真焼付等に係るものとして契約し、支出しているものがあった。

今後、支出事務に当たっては、福岡市会計規則等に基づき適切な事務処理をされるよう、十分注意されたい。

(総務課)

【講じた措置】

支出事務については、福岡市会計規則等に基づき適切な事務処理を行うよう、所属職員に対し書面で通知した。

指摘事項

イ 負担金等の支出事務について注意を求めるもの

市が支出した負担金については、支出先において負担金の支出目的に従って適正に執行されるよう、指導及び調査確認等を行わなければならない。また、予算の執行に当たっては、その執行内容の性質に応じた予算費目で執行しなければならない。しかしながら、平成13年度「商都博多の歴史・文化を掘り起こす市民の会文化事業負担金」及び平成13年度の自動車借上料の支出事務において、当該課の業務のために使用したタクシー借上の費用について、負担金支出先団体の経費で支払いが行われているものがあった。また、当該負担金の確定事務において、当該タクシー借上の費用について調査確認を十分に行っていなかった。

今後、負担金等の支出事務に当たっては、適切な事務処理をされるよう、十分注意されたい。

(文化振興課)

【講じた措置】

負担金等の支出事務について、今後適切な事務処理を行うよう口頭で指導を行い、負担金の執行及び予算の執行の事務処理を適正に改めた。

(2) 経済振興局

指摘事項

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

看板標識作製に係る一定額以上の委託契約については、契約課において契約しなければならないが、平成13年度「観光案内板等の改修委託」及び同年度「福岡県・市観光案内板改修委託」については、契約課を通さずに契約を行っていた。また、契約の相手方とする業者の選定については、一般競争入札に参加する資格審査を経て業種ごとに登録された本市登録者名簿に登載された業者から選定するべきであるが、看板・標識の業種に登載されていない業者を選定していた。

今後、委託契約に当たっては、関係規定等に基づき契約手続を行うよう、十分注意されたい。

(観光課)

【講じた措置】

委託契約事務については、案件ごとに契約課と十分協議を行い関係規定に基づいた事務処理を行うよう職場研修を実施し、職員に指導徹底した。

指摘事項

イ 福岡競艇場広告企画コンペ参加業者の選定について改善を求めるもの

随意契約による企画コンペに参加する者の選定については、契約の対象となる業務を適正に履行できる参加資格を定め、参加資格を有するかどうか客観的に公正な基準により審査のうえ決定しなければならないが、平成14年度の福岡競艇場広告企画コンペ参加業者の選定において、参加資格を定めた指名基準と整合しない者が選定されており、また、選定された者についても指名基準を満たすことを確認する書類を提出させておらず、客観的に指名基準を満たすものかどうか確認できないものとなっていた。

企画コンペの参加業者の選定については、選定に係る経緯の透明性を確保するためにも、指名基準を整理するとともに客観的な資料により選定するよう改められたい。

(管理課)

【講じた措置】

企画コンペの参加業者の選定については、平成15年度の業者選定にあたって指名基準を整理し、指名基準に該当する可能性のある全ての業者から提出された調査票をもとに選定を行った。

(3)都市整備局

指摘事項

ア 委託契約の履行確認等について注意を求めるもの

委託契約については、契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて履行確認を行ったうえで、委託料を支払わなければならない。しかしながら、平成14年度「動物園便所等清掃業務委託」において、利用者が多いと思われる一部の便所で便器や窓ガラスの汚れが目立つもの、また汚水が詰まってそのまま放置されている箇所が数か所あるなど十分な履行と認められないものがあった。

委託契約事務の履行確認に当たっては十分な検査・確認を行うほか、作業責任者への日頃からの指導を徹底されたい。

(動物園)

【講じた措置】

便所清掃委託業務の履行については、仕様書に基づいた履行を作業責任者へ徹底させた。

また、14年度までは園内清掃と便所清掃は別途委託とし、便所清掃委託については、常駐ではなく、閉園後に業務を履行させていたが、15年度より、園内清掃と便所清掃を一括委託することとし、これに併せて業務の履行方法を、常駐作業員による開園時間内での業務履行等に変更し、履行状況の確認や便所の詰まり等、故障箇所の早期発見及び対応に努めている。

(4)下水道局

指摘事項

ア 特殊勤務手当の支給について適正な事務処理を求めるもの

12月29日から翌年1月3日までの間に勤務した場合には、正規の勤務時間に限らず時間外勤務により現に勤務した場合も変則勤務手当(いわゆる年末年始勤務手当)を支給しなければならない。しかしながら、平成13年度の変則勤務手当の支給事務において、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務しているにもかかわらず、同手当を支給していなかった。

特殊勤務手当の支給事務に当たっては、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(施設課)

【講じた措置】

未支給の年末年始手当については、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例等に

基づき平成14年11月に支給した。

指摘事項

イ 委託契約の設計積算に当たって注意を求めるもの

業務委託等の契約事務に当たっては、合理的かつコスト認識を持った経済性を踏まえ、市場の実態に即した設計積算を行う必要がある。しかしながら、平成13年度「吉塚新川排水機場外1施設管理運転業務委託」の契約事務において、設計積算の内容の一部について、不要なもの又は必要以上なものと思われるものの経費を積算しているものがあつた。

今後、業務委託等の契約事務に当たっては、合理的かつ経済的な設計積算となるよう、十分注意されたい。

(河川計画課)

【講じた措置】

業務委託等の設計積算については、設計内容を精査し諸経費の見直しを行った。

指摘事項

ウ 公有財産の管理について適正な事務処理を求めるもの

地方公共団体の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。しかしながら、下水処理施設の用途に供している土地の財産管理事務において、次のような事例が見受けられた。

下水処理施設の用途に供している土地の財産管理については関係条例等に則り、適正な事務処理をされたい。

(ア) 目的外使用許可、売買、地上権設定等の必要な手続きがなされないまま、土地の一部が歩道として占使用されているものがあつた。

(イ) 土地(国有地)の所有者に対し使用の許可(使用貸借)、譲渡、地上権設定等の書類上の手続きがなされないまま、施設の一部の区画の土地を占使用しているものがあつた。

(中部水処理センター)

【講じた措置】

土地の財産管理については他の施設についても現況調査を行い、その上で本件も含め、占使用者と所管替えの協議を行うこととした。

なお、水路(国有地)については、16年度に国から譲与の見込みである。

(5) 消防局

指摘事項

ア 時間外勤務手当の支給事務について適正な事務処理を求めるもの

所属長は、職員に正規の勤務時間外に勤務させるときは、時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、かつ、同命令簿により事後に勤務の状況について確認しなければならない。しかしながら、平成13年度の時間外勤務手当支給事務において、時間外勤務等命令簿による命令及び事後の勤務状況の確認がされておらず、勤務日が誤っていたにもかかわらず時間外勤務手当が支給されていた。

時間外勤務手当の支給事務に当たっては、福岡市職員の給与に関する条例及び同条例施行細則等に基づき適正な事務処理をされたい。

(西消防署)

【講じた措置】

時間外勤務命令簿の記載の誤りについては、速やかに訂正するとともに、支給事務について所属長及び監督者の研修会を実施し、適正な事務処理の徹底を図った。

指摘事項

イ 特殊勤務手当の支給事務について適正な事務処理を求めるもの

平成13年度及び同14年度特殊勤務手当支給事務において、次のような事例が認められたため、特殊勤務手当の支給事務に当たっては、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 年末年始勤務手当が支給される日には日曜勤務手当は支給されないが、併給されていた。

【講じた措置】

年末年始勤務手当と日曜勤務手当の併給については、日曜勤務手当の戻入による更正を行うとともに、所属全職員を対象に支給事務の再教育を実施した。

指摘事項

(イ) ヘリコプタ - 搭乗手当の支給において、支給の基礎となる特殊勤務実績簿に搭乗実績がないにもかかわらず記載されていたものや、搭乗実績があるにもかかわらず記載されていないもの、及び従事時間を誤って記載されていたものがあつたにもかかわらず、同実績簿に基づいて支給されているものがあつた。

(消防航空隊)

【講じた措置】

ヘリコプター搭乗手当の誤支給については、追加支給及び戻入による更正を行うとともに、所属全職員を対象に再教育を行い、業務日誌の記載ミスを避けるため、記入様式の改訂、記載事項の確認体制の見直しを行った。

(6)水道局

指摘事項

ア 負担金の支出事務について注意を求めるもの

協定書等において負担する額を精算することと定めている負担金の支出事務については、事業が完了したときは金額を確定させて精算しなければならない。しかしながら、平成13年度「千鳥橋共同溝管理費負担金」外3件の共同溝負担金については、年度当初の資金計画書及び平成14年2月21日付けの変更計画書により負担金が支出されていたが、精算手続が行われていなかった。

今後、負担金の支出事務については十分注意されたい。

(節水推進課)

【講じた措置】

負担金の精算については、負担金の支出先である国土交通省九州地方整備局から精算に必要な書類を提出してもらい、精算手続を行うこととした。

指摘事項

イ 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

平成13年度の「配水場機械警備委託」は、機械警備の機器・設備の更新を伴うものであり、請負業者は設計書等に従い機器・設備の更新を行わなければならないものであつた。しかしながら、平成13年度の契約業者が前年度の業者と同じであつたことから、機器の更新のみが行われ、配線等の設備は既設の設備が利用されていた。契約締結後に既設の設備の利用を認めるのであれば、設計変更を行い契約変更を行うべきであつたところ、設計変更を行わず機器・設備の更新を前提とした契約金額により委託料を支払っていた。

契約事務については適正な事務処理をされたい。

(浄水施設課)

【講じた措置】

契約事務については、設計書に従い履行されているかの確認を徹底し、今後、適正に処理することとした。

指摘事項

ウ 公有財産管理について注意を求めるもの

公有財産は、常に良好な状態においてこれを管理しなければならない。しかしながら、普通財産である土地について、次のような事例が認められた。

今後、公有財産管理については十分注意されたい。

(ア) 土地の一部が、現在個人の住宅の出入り用道路として利用されているが貸付手続がなされていないかった。

【講じた措置】

水道局有地の一部を、個人が住宅地への出入り用道路として利用していたことについては、当該住民の通行申請に対し、通行許可書を発行した。

指摘事項

(イ) 土地の一部が、現在付近の田の排水管の埋設が行われて利用されているが貸付手続がなされていないかった。

【講じた措置】

水道局有地の一部に、無断で付近の田の排水管が埋設され使用されていたことについては、田の所有者と協議し、当該排水管を撤去させた。

指摘事項

(ウ) 土地の一部が、現在個人が舗装を行い、資材置き場等として利用されているが貸付手続がなされていないかった。

【講じた措置】

土地の一部を個人が無断で、資材置き場として使用していたことについては、資材等の所有者に撤去させた。

舗装を行っていることについては、本来であれば舗装を撤去し現状に復旧させるべきであるが、検討を行った結果、局用地からの土砂流入や雑草の繁殖を防げるため現状を容認することとした。

指摘事項

(エ) 土地が、現在町内会の掲示板が二基設置されて利用されているが貸付手続がなされていないかった。

(経理課)

【講じた措置】

水道局有地に自治会が無断で掲示板を設置し、使用していたことについては、自治会と公有財産使用貸借契約を締結した。

(7) 教育委員会

指摘事項

ア 委託契約の履行確認等について注意を求めるもの

委託契約の履行確認については、契約書、仕様書及び設計書等に基づき行わなければならない。その書類についても、適正に保存しなければならない。しかしながら、平成13年度「福岡市立学校不用薬品及び処理困難物等収集運搬処理業務委託」において、次のような事例が認められた。

今後、委託契約の履行確認及び書類の保存に当たっては、関係法令等に基づき適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。

(ア) 業務完了後、学校毎に提出することとしている産業廃棄物管理票(マニフェスト、以下「管理票」という。)が一部未提出にもかかわらず、履行の確認を行っていた。

(イ) 受託者から提出された管理票を保存していないものがあった。

(学事課)

【講じた措置】

(ア) 履行については、長期間を経る場合があるため、履行期間を従来より長く設定

することにより、履行期間内のマニフェスト提出を可能とし、履行を確実に確認することとした。

(イ)管理票を1つのファイルにまとめ保存し、紛失しないように管理方法を改めた。

指摘事項

イ 常設展示室観覧券の管理について適正な事務処理を求めるもの

常設展示室の観覧の際に必要な観覧券の受払等については、払出簿により整理し、管理されるものであるが、平成13年度の観覧券払出簿において、次のような事例が認められた。常設展示室観覧券の管理に当たっては、同観覧券が金券に類するものであること等に十分留意し、適正な事務処理をされたい。

(ア) 関係機関等に配布している常設展示室観覧券（招待券）について、払出簿に払出をした相手方や払出枚数が未記入のものがあつた。また、これにより払出簿上の残枚数が誤つたものとなつていた。

(イ) 観覧料の徴収の際に交付している常設展示室観覧券（一般）について、払出簿に記入された徴収事務委託者への払出枚数が誤つたものとなつていた。

（博物館）

【講じた措置】

(ア) 払出をした相手方や払出の枚数が未記入のものについては、払出者に確認し、記入するとともに、払出簿の残枚数を訂正した。また、今後適正な事務処理を行うよう口頭で指導し、日々（招待券）払出簿の確認を行うこととした。

(イ) 誤記入については、事実確認後訂正を行った。また観覧料、収納金日計報告書についても、払出しがチェックしやすいように様式の改正を行うとともに、日々払出簿の決裁時に確実に確認を行うこととした。

（工事監査）

(1)市民局

指摘事項

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成14年度「大井集会所建替移転工事」

（契約金額8,085万円）

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積りを採用する場合は合計金額が最低の1社のものを採用するとなっているが、建具工事において一部、各部品毎の最低価格を採用していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

（同和対策課 建築局施設建設課関連）

【講じた措置】

大井集会所建替移転工事の設計積算事務は事務分掌規則に基づき、建築局施設建設課が実施したものであり、設計積算にあつての基準の遵守については、施設建設課において会議等の場で周知徹底を図つた。

(2)消防局

指摘事項

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成12年度「南区大池2丁目1番（上水公園）防火水槽設置工事」

（契約金額1,321万7,400円）

「土木工事設計標準歩掛」では、質量20トン以上の建設機械は分解組立運搬費を積上げ計上するようになっているが、本工事の土留工で使用した建設機械において、分解組立運搬費が計上されていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(管理課)

【講じた措置】

設計積算については、担当職員を各種研修に参加させ、知識及び技術の向上を図るとともに、今後適正な処理を行うよう口頭で指導を行った。

(3)水道局

指摘事項

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成11年度「夫婦石浄水場排水処理設備工事」

(契約金額9億405万円)

設計図書には電動式門扉設置工として一式計上されていたが、門扉本体の材質、寸法のみ記載だけで、門扉据付基礎部分の既設構造物の撤去が必要であること及び新たな門扉基礎の設計図が明示されていなかった。

また、光電式スイッチ等の付属電気設備が本工事に含まれていること及びその設計仕様が明示されていなかった。

今後は、専門技術者による審査を行う等、適正な設計図書の作成に努められたい。

(設備課)

【講じた措置】

設計図書類への設備仕様の明示が不十分であったことについては、今後設備仕様を明示するよう所属職員に会議で徹底するとともに、チェックリストで確認を行うこととした。

指摘事項

(イ) 平成12年度「西区姪浜1丁目地内流量計室築造工事」

(契約金額1,102万7,100円)

土留工の鋼矢板打込み・引抜き作業において、現場条件に合わない不適切な建設機械を計上していた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(水管理課)

【講じた措置】

設計積算については、精査体制の強化を行うとともに、土木工事設計標準歩掛について課内で勉強会を開き、歩掛等の適正な運用を図ることとした。

指摘事項

(ウ) 平成12年度「高宮浄水場沈でん池傾斜板取替工事その1」

(契約金額5,250万円)

傾斜板設置に関連して既設コンクリート構造物である側流壁及び阻流壁を相当量はつり取り、モルタル仕上げをしているが、本施工の必要性及びその詳細仕様が明示されていなかった。

今後は適正な設計図書作成に努められたい。

(高宮浄水場)

【講じた措置】

今後は事前調査を十分に行い、工事内容を仕様書、図面等に明示するよう、会議において周知した。

指摘事項

(I) 平成12年度「西部配水池場内送、配水管及び給、排水管布設工事」

(契約金額5,849万9,700円)

ブロック精工の積算において現場条件を的確に把握し適正に積上げることとなっているが、足場なしで施工ができるにもかかわらず作業床として足場を計上していた。

- 今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。
また、次の工事においても同様な事例が認められた。
- (オ) 平成13年度「西区能古高区配水場及び送水・増圧ポンプ場築造工事」
(契約金額3,336万600円)
(西部管整備課)

【講じた措置】

所属職員に対し、「土木工事設計標準歩掛」に基づき適正な設計積算を行うよう文書及び会議において周知徹底を図った。

指摘事項

- (カ) 平成13年度「夫婦石浄水場横水路改修工事」
(契約金額5,255万1,450円)
U型水路の嵩上げコンクリート擁壁工において、仮設工として足場工が水路壁両面に設計計上されているが、中央1列の足場で施工は可能であった。
今後は、施工状況等を十分検討され、適切な設計積算を図られたい。
(開発課)

【講じた措置】

設計積算に当たっては、現場の施工状況等を十分検討し、チェックリストで確実に確認するよう所属職員に対し文書で周知徹底した。

指摘事項

- (キ) 平成13年度「下原配水場整地工事」
(契約金額4億8,568万5,900円)
補強土壁工の設計積算において、セメント系改良土を使用した場合は溶出試験を行うものとなっているが、なされていなかった。
今後は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置について」に基づき、適正な設計積算を図られたい。
(浄水施設課)

【講じた措置】

適正な設計積算及び施工を行うために、関係通知について見落としがないよう、履歴を体系的に整理し、検索しやすいようにした。

指摘事項

- (ク) 平成13年度「乙金浄水場送水ポンプ修理」
(契約金額3,549万円)
工事の設計額算定において見積を行う場合、専門業者等に原則として3社以上に依頼すべきであるが、本工事のポンプ駆動用電動機取替において専門業者以外の1社のみに見積を依頼していた。
今後は、適正な見積に努められたい。
(乙金浄水場)

【講じた措置】

工事の設計額算定における見積については、3社以上の専門業者に見積を依頼するように改めた。また、再発防止のため設計書精査チェックリストの作成とそれに基づいた精査を強化することとした。

指摘事項

- (ケ) 平成13年度「博多区上牟田1,2丁目地内 600mm 工業用水道管移設工事」
(契約金額6,383万5,800円)
「水道事業実務必携」では、重量3トン以上の建設機械は分解組立運搬費を積上げ計上するようになっているが、本工事の土留工で使用した建設機械において、分解組立運搬費が計上されていなかった。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

【講じた措置】

設計積算については、「設計積算チェックリスト」を作成して、適正な設計積算を行うこととした。

指摘事項

(コ) 平成13年度「東区和白3丁目地内 800 600 450配水管布設工事」

(契約金額6,336万6,450円)

バタフライ弁室築造工の設計積算において、構造物の高さが2m 以上あるにもかかわらず、足場工が計上されていなかった。

また、現場においても足場を設置せずに作業を行っていた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(東部管整備課)

【講じた措置】

「労働安全衛生規則」について課内で研修を行い、職員に周知徹底した。また、「設計積算チェックリスト」を作成して、適正な設計積算を行うこととした。

指摘事項

イ 施工管理について注意、改善を求めるもの

(カ) 平成12年度「西区石丸4丁目地内 600mm 配水管移設工事」

(契約金額2,367万150円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m 以上の開口部等で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため安全帯を使用させることとなっているが、本工事の掘削深測定及び撤去管吊上げ作業において、これらを使用せず作業が行われていた。

今後は、基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図られたい。

(西部管整備課)

【講じた措置】

安全管理については、「労働安全衛生規則」に基づき主な監督項目を整理しチェックポイントを再認識し請負業者の指導を工事毎に行うよう所属職員に会議において周知徹底を図った。

指摘事項

(キ) 平成13年度「南畑調整池外壁修理」

(契約金額309万7,500円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m 以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため足場板幅は40cm 以上と規定されているが、既存モルタルはつり作業において、24cmで設置されていた。

今後は、工事中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(高宮浄水場)

【講じた措置】

工事中の安全管理については、研修を実施して職員に周知徹底し業者への指導を徹底することとした。

指摘事項

(ク) 平成13年度「城南区樋井川6丁目地内外2配水管電気防食工事」

(契約金額1,396万2,900円)

「建設廃材の再利用に関する基準」では産業廃棄物のアスファルト殻処理については、市が定めた再利用施設で中間処理することになっているが、請負者の処理は

認定外の再利用処理施設で処理が行われていた。

今後は、基準を遵守するよう請負者への指導の徹底を図りたい。

(中部管整備課)

【講じた措置】

産業廃棄物のアスファルト殻処理については、福岡市認定再利用施設で処理を行うよう請負者への指導を徹底するとともに、施行計画書による確認を徹底することとした。

指摘事項

ウ 契約事務について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成13年度「多々良浄水場浄水処理施設改善実施設計業務委託」

(契約金額9,240万円)

本実施設計業務委託の契約書において、かし担保期間の設定がなされていなかった。

今後は、「福岡市水道局契約事務規程」を遵守し、適正な契約を図りたい。

(浄水施設課)

【講じた措置】

かし担保期間の設定については、適正な契約事務を行うためにチェックリストを作成した。

指摘事項

エ 設計積算及び施工管理について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成12年度「末永スラッジ最終処分場拡張工事 No.2」

(契約金額1億5,225万円)

a 雨水排除用とした側溝布設工の積算において、施工単価の加算率の設定に誤りがあった。

今後は「土木工事設計標準歩掛」を遵守し、適正な設計積算を図りたい。

【講じた措置】

適正な設計積算を図るため、設計積算チェックリストを作成することとした。

指摘事項

b 山林整地に伴う伐採工において、伐採状況及び廃棄物の処理状況を確認するための工事写真が撮影されていなかった。

今後は、「水道工事施工管理基準」を遵守するよう請負者への指導の徹底を図りたい。

(浄水施設課)

【講じた措置】

工事写真の撮影については、「水道工事施工管理基準」の内容を再確認するとともに請負者に対し、適切な指導を行うよう職員へ研修を行った。

(4) 交通局

指摘事項

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成12年度「姪浜駅エレベーター外設置建築工事」

(契約金額1億1,865万円)

エレベーター1号機の鉄骨工事における鉄骨工場加工組立費の単価を誤って計上していた。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図りたい。

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

(イ) 平成13年度「室見外1駅建築物危険箇所改良工事」

(契約金額5,617万5,000円)
(施設課)

【講じた措置】

設計積算については、適正に行うように課員全員に対して口頭で改めて指示するとともに、チェック体制を二重のチェック体制とした。

指摘事項

(ウ) 平成12年度「開削トンネル中柱耐震補強工事(呉服町駅外2駅)」

(契約金額7,402万5,000円)

「土木工事設計標準歩掛」では、時間的制約を受け通常の作業時間を確保できない作業については、労務単価を補正割増しすべきところ、本件足場工の設置撤去にあたっては、誤った補正方法で設計積算を行っていた。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(保守管理事務所)

【講じた措置】

工事の設計積算については、歩掛の基準を遵守し、適正な設計積算を行うようミーティングを開き指導を行った。

指摘事項

(I) 平成13年度「橋本車両基地工場・検車庫棟外電気設備工事」

(契約金額4億4,940万円)

工場・検車庫棟内電気配線用ケーブルラックのサイズ選定において、必要以上のサイズのものを選定している箇所が多数あった。

今後は、適正な選定を行うよう努められたい。

(施設計画課)

【講じた措置】

当該工事は、施工中であるため、当該契約のうち、ケーブルラックサイズについては、適正な幅とする契約変更を行った。

指摘事項

イ 施工管理について注意，改善を求めるもの

(ア) 平成12年度「ITV 駅制御装置更新工事」

(契約金額3億7,359万円)

「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するため作業床を設けなければならないが、地下鉄駅ホーム階における既設 ITV カメラ取替作業において、作業床の無い脚立にて作業を行っていた。

今後は、工事中の安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(電気課)

【講じた措置】

安全管理については、労働安全衛生規則を遵守するよう請負者への指導を徹底するため、課内会議を開き所属職員へ周知徹底した。